

村田町企業立地奨励金等について

(該当要件等)

定 義

企 業 者：日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げるもの

大分類E：製造業

大分類G：情報通信業の中分類情報サービス業のうちソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業

大分類H：運輸業、郵便業の中分類道路貨物運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業（こん包業に限る。）

大分類L：学術研究、専門・技術サービス業の中分類学術・開発研究機関

その他：条例第1条に規定する**目的（※）**達成のため町長が適当と認めるもの

※町内に事業所を立地する企業者に対し必要な奨励措置を講ずることにより、町における事業所の立地を促進し、産業の振興と雇用の拡大を図り、もって町民生活の安定と向上に資すること

事 業 所：企業者がその事業の用に供する施設をいう。

指定企業者：奨励措置（※）を受けるため指定を受けた企業をいう。

企業立地促進奨励金

企業立地用地取得助成金

雇用促進奨励金

緑地推進助成金

新 設：町内に事業所を有しない企業者が新たに町内に事業所を設置することをいう。ただし、**既に設置した事業所を取得した場合を除く。**

移 設：町内に事業所を有する企業者が、当該事業所を町内の他の場所に移転することをいう。

増 設：町内に事業所を有する企業者が、新たに当該事業所と同一業種の事業所を町内に設置する場合又は現存する事業所を解体し新たな事業所を同一敷地内に建設して生産能力及び生産面積が共に拡大すると認められる場合をいう。ただし、**単に建物を増改築し、敷地を拡張し、機械設備の追加又は更新をする場合を除く。**

投下固定資産額：企業者が町内に事業所を新設、移設又は増設するために要した次に掲げる額の合計額をいう。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産のうち、町の固定資産課税台帳に登録されたもの（以下「投下固定資産」という。）の取得に要した費用の額

イ 固定資産の賃貸に係る賃借料（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を除く。）の年額3倍に相当する額

指定企業者

申請手続き等

- ◎企業者は、奨励措置を受けようとするときは、あらかじめ町長に対し**指定企業者の申請**をしなければならない。
- ◎指定企業者申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、**事業開始日の30日前までに**町長に申請するものとする。
 - ・法人の登記事項証明書（個人事業者の場合は住民票の写し）
 - ・定款、事業案内書等の企業者の概要を示すもの
 - ・事業報告書、財務諸表、確定申告書の写し等企業者の財務状況を示すもの
 - ・事業計画書
 - ・事業所の位置図、施設（緑地を含む。）の配置図、施設の設計図及び設備の配置図
 - ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の写し
 - ・投下固定資産額が明らかとなる書類（見積書、契約書及び領収書等の写し）
 - ・町税を滞納していないことを確認できるもの
 - ・その他町長が必要と認めるもの

指定要件

- ◎申請した企業者の新設、移設又は増設に係る投下固定資産額（土地、家屋及び償却資産の取得に要した事業費）が**3,000万円以上**で、かつ、**目的**に寄与するものと認めるときは、当該企業者を指定企業者として指定する。

奨励措置

企業立地奨励金

◎指定企業者が事業開始日以後、最初に固定資産税を課されることとなる年度から起算して5年間（以下「交付対象期間」という。）に限り交付する。

◎企業立地促進奨励金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- ・投下固定資産のうち、家屋及び償却資産に対して課された交付対象期間各年度の固定資産税等に相当する額
- ・投下固定資産のうち、土地（新設等した事業所の家屋の建築面積の部分に限る。）に対して課された交付対象期間各年度の固定資産税等に相当する額
- ・既存の事業所（旧事業所）を解体し、新たな事業所（新事業所）を同一敷地内に建設し、生産能力及び生産面積が拡大すると認められる場合にあっては、旧事業所に課せられた直近の年度の固定資産税等の額と、新事業所に課せられた交付対象期間各年度の固定資産税等の額との差額に相当する額とする。

◎交付の申請

申請期間：固定資産税を課せられた年度の翌年度の4月1日から2箇月以内

関係書類：・投下固定資産に係る支払を明らかにするもの

- ・投下固定資産に係る登記事項証明書（取得した場合に限る。）
- ・投下固定資産に係る固定資産税の納税通知書又は固定資産台帳の写し
- ・町税を滞納していないことを確認できるもの

企業立地用地取得助成金

◎指定企業者が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に交付する。

◎企業立地促進奨励金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- ・新設に係る事業の用に供するため3,000平方メートル（中小企業者にあっては、1,500平方メートルとする。）以上の土地の取得であって、建築面積においては、1,000平方メートル（中小企業者にあっては、500平方メートルとする。）以上の事業所の建設であること。
- ・事業開始日までの期間が、土地取得から3年未満であること。
- ・企業立地用地取得助成金の額は、用地の取得価額に100分の20を乗じて得た額とし、5,000万円を限度とする。

◎交付の申請

申請期間：事業開始後1年を経過した日から起算して2箇月以内

関係書類：・交付対象用地に係る登記事項証明書

- ・交付対象用地に係る支払を明らかにするもの
- ・その他町長が必要と認めるもの

雇用促進奨励金

- ◎指定企業者が事業開始日から起算して3年までの間に、新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者を雇用する場合に交付する。
- ◎雇用促進奨励金の額は、新規常用雇用者（新規学卒常用雇用者を除く。）の数に10万円を乗じて得た額、新規学卒常用雇用者の数に15万円を乗じて得た額及び転入常用雇用者の数に20万円を乗じて得た額の合算額とする。ただし、交付する雇用促進奨励金の総額は、3年間で500万円を限度とする。
- ◎新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者又は転入常用雇用者を雇用した日から1年を経過した日に、当該雇用者を引き続き雇用していなかったときは、交付しない。
- ◎交付の申請
申請期間：事業開始後1年を経過し、かつ、交付要件を満たした日から起算して2箇月以内
関係書類：
 - ・新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者の住民票の写し
 - ・雇用保険資格取得確認通知書、雇用年金資格取得確認通知書等常用雇用者であることを確認できるもの
 - ・新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者を採用から引き続き1年以上雇用していたことを確認できるもの
 - ・新規学卒常用雇用者にあつては、卒業した日を確認できるもの
 - ・その他町長が必要と認めるもの

緑地推進助成金

- ◎指定企業者が事業開始日から起算して3年までの間に、当該事業所の敷地面積の20パーセント以上の面積の緑地化を行った場合において1回に限り交付する。
- ◎緑地推進助成金の額は、緑地化に要した経費に100分の30を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。
- ◎交付の申請
申請期間：交付要件を満たした日から起算して2箇月以内
関係書類：
 - ・緑地化実施報告書
 - ・緑地化実施箇所を明らかにする図面
 - ・緑地化に要した費用の支払を明らかにするもの
 - ・その他町長が必要と認めるもの